



平成 19 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名	楽 天 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役会長兼社長 三 木 谷 浩 史 (JASDAQ コード 4755)
問 合 せ 先	取締役 常務執行役員 高 山 健 電話 03-4523-8001

株式交換による楽天証券ホールディングス株式会社の完全子会社化 に関するお知らせ

平成 19 年 2 月 22 日開催の当社取締役会において、当社は平成 19 年 4 月 1 日を期して、株式交換（以下「本株式交換」）により楽天証券ホールディングス株式会社（以下「楽天証券 HD」）を完全子会社とすることを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式交換の目的

楽天証券 HD は、当社子会社である楽天証券株式会社（以下「楽天証券」）による株式移転により平成 18 年 9 月 1 日に設立された楽天グループの証券事業を統括する持株会社であり、その発行済株式総数の 96.8%を当社が保有しております。

楽天グループでは、平成 18 年 11 月より、カンパニー制度を廃止し、38 事業単位（ビジネスユニット）に分けたフラットな組織へと変更し、透明性の高い経営管理及び戦略的な人材・投資の配分などを可能とする新経営管理体制 GMP（Growth Management Program: グロースマネジメントプログラム）を導入し、新たな成長戦略に取り組んでおります。今回、GMP の推進の一環として、子会社の経営管理体制の効率化及びガバナンスの強化を図るため、楽天証券 HD を完全子会社とすることを決定いたしました。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株式交換契約承認取締役会	平成19年2月22日	(楽天)
株式交換契約承認取締役会	平成19年2月22日	(楽天証券HD)
株式交換契約締結	平成19年2月22日	
株式交換承認株主総会		
当 社	開催いたしません。(注1)	
楽天証券HD	開催いたしません。(注2)	
株式交換の予定日(効力発生日)	平成19年4月1日	
株 券 交 付 日	平成19年4月2日	(予定)

(注1) 当社においては、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の規定により、株主総会の承認を得ることなく株式交換を行います。

(注2) 楽天証券HDにおいては、会社法第784条第1項に定める略式株式交換の規定により、株主総会の承認を得ることなく株式交換を行います。

(2) 株式交換比率

	楽天株式会社 (完全親会社)	楽天証券ホールディングス株式会社 (完全子会社)
株式交換比率	1	19.2

① 株式の割当比率

楽天証券HDの普通株式1株につき、当社の普通株式19.2株の割合をもって割当・交付します。但し、当社が保有する楽天証券HDの株式67,814株については、株式交換による株式の割当ては行いません。

② 株式交換により発行する新株式数等

普通株式 43,008株

(3) 株式交換比率算定の考え方

当社は、株式交換比率算定にあたり、大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和SMBC」)を第三者機関として選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。

当社の株式価値については、ジャスダック証券取引所に上場されており、株価形成に関して特段の異常性が認められないことから、市場株価平均法(VWAP(出来高加重平均株価))を採用)により平成19年2月16日時点における直近1ヶ月間の算定を行いました。

楽天証券 HD の株式価値については株式を公開していないこと等から、①同社の中核子会社である楽天証券については当期の利益見込みをもとに類似会社比較法を採用し、②他の主要子会社の株価については資産性を重視し時価純資産価額法を採用した上で、①及び②を合算することにより算定を行いました。

これらの大和 SMBC による算定結果を勘案し、当事会社間で協議のうえ合意し、上記の交換比率を決定いたしました。

第三者機関である大和 SMBC は、当社及び楽天証券 HD の関連当事者に該当いたしません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

(5) その他

株式交換契約の内容につきましては、別紙をご参照下さい。

3. 株式交換当事会社の概要

(平成 18 年 12 月 31 日現在)

(1) 商号	楽天株式会社 (完全親会社)	楽天証券ホールディングス株式会社 (完全子会社)
(2) 主な事業内容	インターネット・サービス 事業	当社グループ内における証 券業を営む会社等の管理・ 業務支援
(3) 設立年月日	平成 9 年 2 月 7 日	平成 18 年 9 月 1 日
(4) 本店所在地	東京都港区六本木 六丁目 10 番 1 号	東京都港区六本木 六丁目 10 番 1 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	代表取締役社長 國重 惇史
(6) 資本金の額	107,294 百万円 (連結)	1,000 百万円 (連結)
(7) 発行済株式総数	13,013,493 株	70,054 株
(8) 純資産	203,196 百万円 (連結)	35,414 百万円 (連結)
(9) 総資産	1,296,062 百万円 (連結)	550,755 百万円 (連結)
(10) 事業年度の末日	12 月 31 日	3 月 31 日
(11) 大株主及び持株比率	株式会社クリムゾングループ 17.4% 三木谷 浩史 16.8% 三木谷 晴子 11.2%	楽天株式会社 96.8%

4. 株式交換後の状況

(1) 商号	楽天株式会社
(2) 主な事業内容	インターネット・サービス事業
(3) 本店所在地	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
(5) 資本金の額	107,294 百万円 (連結)
(6) 事業年度の末日	12 月 31 日

(7) 株式交換による業績への影響・見通し

本株式交換による、当社の連結及び個別業績への影響は軽微です。

なお、当社及び当社グループ各社が属するインターネット・ビジネス業界の事業環境の変化が激しいため、業績の予想を行うことが困難であることから、当社は、業績予想を開示しておりません。

以 上

(別紙)

株式交換契約書

楽天株式会社（以下「甲」という。）と楽天証券ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、次の通り株式交換契約を締結する。

(株式交換)

第1条 甲（住所：東京都港区六本木六丁目10番1号）及び乙（住所：東京都港区六本木六丁目10番1号）は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

(純資産額の算定基準日)

第2条 会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第796条第3項第2号及び同法施行規則（平成18年2月7日法務省令第12号。その後の改正を含む。以下同じ。）第196条に定める甲の純資産額の算定基準日は、2007年2月28日とする。

(効力発生日)

第3条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は2007年4月1日とする。但し、本株式交換手続の進行状況を考慮して、必要に応じ甲乙協議の上これを変更することができる。

2 前項但書の場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに変更後の効力発生日を公告する。

(株主に対する金銭等の交付・割当)

第4条 甲は、本株式交換に際して、普通株式43,008株を発行し、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式19.2株の割合をもって割当・交付する。但し、甲が所有する乙の株式については金銭その他の財産の割当・交付は行わない。

(資本金・準備金の額)

第5条 本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は次の通りとする。

(1) 資本金： 金0円

(2) 資本準備金： 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号。その後の改正を含む。以下同じ。）第68条第1項第1

号口に定める株主払込資本変動額から前号に定める額を減じて得た額

(株式交換契約承認総会等)

第 6 条 甲は、会社法第 796 条第 3 項の規定により、株式交換契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

2 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、株式交換契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

(会社財産の管理等)

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運用を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上これを行う。

(並行株式交換)

第 8 条 甲は、2007 年 4 月 1 日を株式交換の効力を生ずる日として、楽天リサーチ株式会社（住所：東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号。以下「丙」という。）との間で、甲を株式交換完全親会社とし、丙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「並行株式交換」という。）を行う。

2 甲は、並行株式交換に際して、新株発行に代えて、甲が保有する自己の普通株式 84 株を、並行株式交換の効力が生ずる日の前日の最終の丙の株主名簿に記載又は記録された株主のうち、甲を除く株主に対して、その所有する丙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 6 株の割合をもって割当・交付する。

3 並行株式交換に際し増加する甲の資本金、準備金及び剰余金の額は次の通りとする。

(1) 資本金： 金 0 円

(2) 資本準備金： 金 0 円

(3) 資本剰余金： 会社計算規則第 68 条第 1 項第 1 号口に定める株主払込資本変動額から前 2 号に定める合計額を減じて得た額

(株式交換契約の変更・解除)

第 9 条 本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態、経営状態に重要な変動を生じ、又はその他甲若しくは乙において本株式交換をなし難い事由が生じた場合（並行株式交換又は本株式交換に関する甲の株主からの株式買取請求により甲に軽微ならざる負担を生ずると甲が認める場合を含む。）は、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

- 2 前項に定める本株式交換の条件の変更事由又は本契約の解除事由が発生した場合において、甲又は乙において取締役会を開くことができない緊急やむを得ないときは、当該甲又は乙の代表取締役は、相手方当事者と協議の上、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができるものとする。但し、本株式交換の条件の変更後又は本契約の解除後、当該代表取締役は、速やかに取締役会の承認を取得するものとする。

(本契約の効力)

第 10 条 会社法施行規則第 197 条に定める数の株式（会社法第 795 条第 1 項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が会社法第 796 条第 4 項に基づき反対する旨を通知した場合、本契約は、その効力を失う。

- 2 甲及び乙は、第 8 条の規定にかかわらず、並行株式交換に係る契約の解除・変更、又は並行株式交換の実行の有無は、本株式交換の効力に影響を及ぼさず、並行株式交換の効力発生が本株式交換の効力発生条件となるものではないことを確認する。

(協議事項)

第 11 条 本契約に定めのない事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2007 年 2 月 22 日

甲 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
楽天株式会社
代表取締役 三木谷 浩史

乙 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
楽天証券ホールディングス株式会社
代表取締役 國重 惇史